



国土入企第30号
平成27年2月2日

建設業労働災害防止協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



被災3県における公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る
取組の強化について

公共建築工事の円滑な施工確保に向けては、「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」（平成26年1月24日付け総行第12号、国営計第102号、国土入企第24号）にて通知しているところですが、特に被災地については、「被災3県における公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る取組の強化について」（平成26年9月29日付け国土入企第10号）において、「災害公営住宅 工事確実実施プログラム」及び「公共建築工事における「営繕積算方式」の普及・促進」について通知しているところです。

このたび、「災害公営住宅 工事確実実施プログラム」について、別添1のとおり、「被災3県における災害公営住宅整備事業に係る共通仮設費の適正化等について」（平成27年2月2日付け国住備第925号）により、国土交通省から岩手県、宮城県、福島県及び仙台市あて通知しておりますのでお知らせします。

関係団体が一体となって「災害公営住宅 工事確実実施プログラム」の着実な実施及び「公共建築工事における「営繕積算方式」の適切な運用に向けて取り組んでまいりたく、貴職におかれては、これらの取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業に対し、周知方お願いいたします。

なお、別添2のように、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知していますので、併せてお知らせいたします。

国住備第925号
平成27年2月2日

岩手県 県土整備部長 殿
宮城県 土木部長 殿
福島県 土木部長 殿

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

被災3県における災害公営住宅整備事業に係る
共通仮設費の適正化等について（通知）

災害公営住宅整備事業の円滑な施工確保については、これまでもご尽力いただいているところです。

さて、第4回復興加速化会議（平成26年9月27日開催）でとりまとめられた『災害公営住宅 工事確実実施プログラム』（以下、「プログラム」といいます。）において、「共通仮設費及び現場管理費について、実態把握のための調査を実施し、結果を踏まえて経費率への反映を検討すること」とされていたところです。

この度、公共住宅事業者等連絡協議会において、発注者及び受注者の協力を得て実施した実態調査結果を踏まえ、同協議会作成の「公共住宅建築工事積算基準」が一部改正され、平成27年2月2日付けで同協議会会員に対して通知されることとなりました。

公共住宅建築工事積算基準については、公営住宅等公共住宅の事業主体が連携して、標準的な積算基準をとりまとめているものであること、また、災害公営住宅整備事業の実施に当たっては、引き続き、その円滑な施工確保が求められていることから、下記の点に留意して、同改正内容及びプログラムを着実に実施していただくようお願いします。

また、貴管内市町村への改正内容及び本通知内容の周知をお願いします。

記

1. 改正への適切な対応等について

(1) 調査において増加傾向が確認された揚重機械器具費の取扱いについて

費用の増加が確認された揚重機械器具費については、公共住宅建築工事積算基準においては、共通仮設費率に含めて算定することを標準としつつも、揚重機械器具費分を除いた共通仮設費率に用いた上で、揚重機械器具費を積み上げることも可能となっており、地方公共団体においていずれかの方法により積算されている。

このため、各事業主体における積算方法に応じて、次のいずれかにより適

切に対応すること。

- ① 揚重機械器具費を含めた共通仮設費率を用いて率計上している場合
直接工事費及び工期から算定した共通仮設費率を1.3倍して得た数値を用いて、率計上分共通仮設費を算定すること。
- ② 揚重機械器具費を共通仮設比率に含めず積上げにより計上している場合
揚重機械器具費分を含めない共通仮設費率により算定した率計上分共通仮設費に、施工条件に応じて積み上げた揚重機械器具費を加算して算定すること。
なお、揚重機械器具費を積上げにより計上する際には、必要となる揚重機械器具の規模、台数、期間等施工条件を明らかにすること。

(2) その他の積上げとしている共通仮設費について

現場条件によってその必要性や規模等が大きく異なるため個別に積上げ積算することとしている項目についても、工事によって費用の差異が大きいことが調査で確認されている。

特に以下の項目については、従来に比べて費用を要している事例が確認されたので、発注に際しては、個々の工事現場の実態を適切に反映させた施工条件を明示することとし、その後の変更等を適切に行えるようにしておくこと。

仮設用借地料、宿舍、工事用道路、除雪

2. 適用対象について

岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災3県」という。）内において整備される東日本大震災に係る災害公営住宅のほか、被災3県内において同時期に整備される公営住宅等公共住宅についても、その適用対象となること。

なお、公共住宅建築工事積算基準は、鉄筋コンクリート造、プレキャストコンクリート造の共同住宅を対象とした基準であり、木造戸建て住宅等を対象とした基準ではないので留意すること。

3. その他の留意事項について

(1) 標準建設費等の見直しについて

平成26年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について、東日本大震災の被災3県における工事費の実態を踏まえ、被災3県における公営住宅整備事業を対象として、平成27年1月1日より、その限度額のかさ上げを行っていることも踏まえ、同改正について適切に対応すること。

(2) プログラムの着実な実施について

引き続き、プログラムの着実な実施に努めること。

特に、実勢に対応した予定価格を設定するため、前述の現場実態を踏まえた共通仮設費の積上げ項目の適切な計上や施工条件の明示のほか、以下の事項についても適切に対応すること。

- ① 市場価格との乖離が認められる工種について、見積り活用による実勢を反映させた直接工事費の算定
- ② 被災地における実情を踏まえた適切な工期の設定

(問い合わせ先)

国土交通省住宅局住宅総合整備課

企画専門官 村上 慶裕

国土入企第29号
平成27年2月2日

岩手県
宮城県
福島県
仙台市

主管担当部局長 殿
(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

被災3県における公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る
取組の強化について

公共建築工事の円滑な施工確保に向けては、「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」（平成26年1月24日付け総行第12号、国営計第102号、国土入企第24号）にて通知しているところですが、特に被災地については、「被災3県における公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る取組の強化について」（平成26年9月29日付け国土入企第10号）において、「災害公営住宅 工事確実実施プログラム」及び「公共建築工事における「営繕積算方式」の普及・促進」について通知しているところです。

このたび、「災害公営住宅 工事確実実施プログラム」の着実な実施に向け、別添1のとおり「被災3県における災害公営住宅整備事業に係る共通仮設費の適正化等について」（平成27年2月2日付け国住備第925号）により、住宅局から、貴県（市）住宅担当部局あて通知しておりますので、お知らせします。

貴県（市）におかれましては、これまでの通知の趣旨を踏まえ、「災害公営住宅 工事確実実施プログラム」の着実な実施及び「公共建築工事における「営繕積算方式」の適切な運用に努めていただくとともに、公共建築工事の円滑な施工確保により一層努めていただきますようお願いします。

なお、別添2及び別添3のとおり、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

また、各県におかれましては、貴県内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、上記について周知徹底をお願いします。

(別添2)

国土入企第31号
平成27年2月2日

発注関連業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

被災3県における公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る
取組の強化について

公共建築工事の円滑な施工確保に向けては、「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」（平成26年1月24日付け総行第12号、国営計第102号、国土入企第24号）にて通知しているところですが、特に被災地については、「被災3県における公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る取組の強化について」（平成26年9月29日付け国土入企第10号）において、「災害公営住宅 工事確実実施プログラム」及び「公共建築工事における「営繕積算方式」の普及・促進」について通知しているところです。

このたび、「災害公営住宅 工事確実実施プログラム」について、別添1のとおり、「被災3県における災害公営住宅整備事業に係る共通仮設費の適正化等について」（平成27年2月2日付け国住備第925号）により、国土交通省から岩手県、宮城県、福島県及び仙台市あて通知しておりますのでお知らせします。

関係団体が一体となって「災害公営住宅 工事確実実施プログラム」の着実な実施及び「公共建築工事における「営繕積算方式」の適切な運用に向けて取り組んでまいりたく、貴職におかれては、これらの取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業に対し、周知方お願いいたします。

なお、別添2のように、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせいたします。

○ 建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件（平成十七年国土交通省告示第四百二十四号）の一部を改正する告示案新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案

建設業法施行規則第七条の三第三号の規定に基づき、建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を次のとおり定める。
 一 次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に
 じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者

大工工事業

一 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第八十号。以下「平成十五年改正省令」という。）の施行の際現に職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項の規定又は同法附則第二条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和三十三年法律第三十三号）第二十五条第一項の規定による技能検定（以下「職業能力開発促進法による技能検定」という。）のうち検定職種を一級の建築大工又は型枠施工とするものに合格した者

二 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を二級の建築大工又は型枠施工とするものに合格した者であつてその後大工工事に關し一年以上の実務の経験を有するもの

現 行

建設業法施行規則第七条の三第三号の規定に基づき、建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を次のとおり定める。
 一 次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に
 じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者

大工工事業

一 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第八十号。以下「平成十五年改正省令」という。）の施行の際現に職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項の規定又は同法附則第二条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和三十三年法律第三十三号）第二十五条第一項の規定による技能検定（以下「職業能力開発促進法による技能検定」という。）のうち検定職種を一級の建築大工とするものに合格した者

二 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を二級の建築大工とするものに合格した者であつてその後大工工事に關し一年以上の実務の経験を有するもの

(略)	(略)	石工事業	<p>一・二 (略)</p> <p>三 職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第三百三十五号。以下「平成二十三年改正政令」という。)の施行の際現に職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種をコンクリート積みブロック施工とするものに合格した者</p>	屋根工事業	<p>一・二 (略)</p> <p>三 職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令(平成二十一年政令第二百四十四号。以下「平成二十一年改正政令」という。)の施行の際現に職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級のスレート施工とするものに合格した者</p> <p>四 平成二十一年改正政令の施行の際現に職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を二級のスレート施工とするものに合格した者であつてその後屋根工事に關し三年以上の実務の経験を有するもの</p>	(略)	(略)	管工事業	<p>一 (略)</p> <p>二 平成十五年改正省令の施行の際現に職</p>
-----	-----	------	---	-------	--	-----	-----	------	---

(略)	(略)	石工事業	<p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p>	屋根工事業	<p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	(略)	(略)	管工事業	<p>一 (略)</p> <p>二 平成十五年改正省令の施行の際現に職</p>
-----	-----	------	----------------------------	-------	--	-----	-----	------	---

<p>（略）</p> <p>タイル・れんが・ブロック工事業</p>	
<p>（略）</p> <p>三 平成二十三年改正政令の施行の際現に職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種をれんが積み又はコンクリート積みブロック施工とするものに合格した者</p>	<p>業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。以下この欄において同じ。）、「冷凍空調和機器施工、配管（検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和四十八年政令第九十八号。以下「昭和四十八年改正政令」という。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格した者</p> <p>三 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を二級の建築板金、冷凍空調和機器施工、配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格した者であつてその後配管工事に関し一年以上実務の経験を有するもの</p> <p>四 （略）</p>

<p>（略）</p> <p>タイル・れんが・ブロック工事業</p>	
<p>（略）</p> <p>一・二 （略）（新設）</p>	<p>業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の冷凍空調和機器施工、配管（検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和四十八年政令第九十八号。以下「昭和四十八年改正政令」という。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格した者</p> <p>三 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を二級の冷凍空調和機器施工、配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格した者であつてその後配管工事に関し一年以上実務の経験を有するもの</p> <p>四 （略）</p>

二
(略)

二
(略)